

# 一般社団法人 福岡県労働者福祉協議会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福岡県労働者福祉協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市博多区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県内における労働者の福祉活動を総合的に推進し、関係団体間における福祉活動の連絡調整を図るとともに、労働者福祉に関する全般について調査、研究並びに企画に関する事業を行い、労働者福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働団体及び勤労者福祉事業団体等による労働者福祉活動に関する調査、研究及び連絡調整に関する事業
- (2) 地域における自主的な労働者福祉活動の推進並びに地域コミュニティの充実に関する事業
- (3) 労働者福祉の啓発広報のための機関紙発行及び資料の配布に関する事業
- (4) 労働者福祉運動の担い手を育成するための講演会及び研修会の開催に関する事業
- (5) 国又は地方自治体の労働者福祉施策等に関わる政策、制度の要求に関する事業
- (6) 労働者の体育、文化、レクリエーション、ボランティア活動、生涯活動等の自主的活動に関する事業
- (7) 労働者の消費生活等の相談活動に関する事業
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項各号の事業は、福岡県内において行うものとする。

(公告)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第3章 会 員

(会員)

第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同し、入会した団体を会員とする。

2. この法人の会員となるには、所定の様式による入会申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

3. この法人は、本条第1項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法という）上の社員とする。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

2. 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって除名することができる。この場合において、総会開催日の10日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この法人の事業を妨げ、名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(2) 法令もしくはこの法人の定款に違反し、または信頼を失わせるような行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が解散したとき。

### 第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎事業年度終了後 2 月以内に 1 回開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

2. 前項における通常総会を一般法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、理事長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3. 総会の招集通知は、会日より 10 日前までに各会員に対して発する。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、各会員につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 他の団体への加入又は脱退

- (6) 借入金額の最高限度
  - (7) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
  4. 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。
  5. 前項の場合その会員は出席したものとみなす。
  6. 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。
2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

#### (役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上17名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
2. 理事のうち、1名を理事長とし、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。
  3. 理事のうちから、副理事長若干名、専務理事1名を定めることができる。

#### (役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選任する。
2. 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
  3. 理事長、副理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 副理事長は、理事長を補佐する。
4. 専務理事は、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、この法人の業務を執行する。
5. 理事長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(顧問)

第23条 この法人に、総会の承認を得て顧問若干名をおくことができる。顧問は、理事長の諮問に応え、または、業務についての意見を述べることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除等)

第28条 この法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 理事会の招集通知は、開催日の5日前までに各理事に対して発する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会 計

(資産の構成及び管理)

第34条 この法人の資産は次の通りとする。

- (1) 加入会員の会費
- (2) 事業にともなう収入
- (3) 資産から生じる果実
- (4) 寄付金、補助金
- (5) その他の収入

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、又は支出することができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
4. 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第2号については、通常総会に報告し、第3号から第5号の書類については、通常総会で承認を受けなければならない。
  3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款

及び会員名簿を主たる事務所に備え置く。

(1) 監査報告

4. 通常総会の承認を受けた貸借対照表は、第5条の方法により公告しなければならない。

(剰余金の分配禁止等)

第38条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 補 則

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の関連法令に従う。

(委任)

第40条 本定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の最初の理事長を高島喜信とする。

2013年 5月24日 一部(第5条)改正  
(2013年6月4日 登記)